

㈱函館新聞社vs公正取引委員会

(閲覧謄写申請不許可処分取消請求事件)

一、閲覧謄写申請の対象である独禁法違反審判事件の概要

1, 事件名 平成10年(判)第2号事件 被審人 (株)北海道新聞社

2, 排除勧告の内容 平成10年2月5日

① 道新が函館新聞社に使用させないために行った商標登録出願をすべて取り下げること

② 株式会社時事通信社に対し、原告への国内外のスポーツニュースを含む一般ニュースの配信に関し、道新は何ら関与するものでないことを通知すること。

③ 函館新聞社の広告の集稿活動を困難にするために行った地域情報版の広告料及び同広告取扱手数料の設定を取りやめること。

④ 株式会社テレビ北海道に対し、函館新聞社のテレビコマーシャル放映に関し、道新は何ら関与するものでないことを通知すること。

3, 審判開始決定 平成10年3月6日

被審人側が排除勧告に異議を申立てたので、公正取引委員会が審判を開始。

4, 同意審決 平成12年2月28日

道新から同意審決を受けたい旨の申し出があり、かつ、履行勧告の具体的措置に関する計画書等を提出したので、同意審決により同事件は終了した。

二、損害賠償請求事件の提訴 平成14年4月26日

函館新聞社は、道新に対して、独禁法違反事件に基づく損害賠償請求事件を提訴し、同事件は現在も継続中。

三、第一次謄写閲覧申請 平成14年9月6日

函館新聞社は、独禁法第69条に基づき上記審判事件記録全部の謄写閲覧を申請した。

四、第一次処分 平成15年2月25日

一部を除き閲覧謄写を不許可とする処分をした。(第一次処分)

五、第一次行政訴訟 平成15年3月10日

函館新聞社は、第一次処分に関して、閲覧謄写申請不許可処分の取消を求めて行政訴訟を提起した。

六、第二次処分 平成16年7月22日

公正取引委員会は、自主的に閲覧謄写に関する許可基準を改定し、第一次処分 で不許可とされた部分の一部について閲覧謄写を許可し、その余を不許可とする処分をした。

七、第二次行政訴訟 平成16年11月5日

函館新聞社は、第二次処分についても、閲覧謄写申請不許可処分の取消を求めて、行政訴訟を提起した。